

横浜市寿町健康福祉交流センター 施設利用案内

横浜市寿町健康福祉交流協会
令和元年6月

横浜市寿町健康福祉交流センターとは

寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取り組み、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するために設置された施設です。

1 開館時間及び休館日

開館時間	午前9時から午後9時まで（日曜日及び祝日：午前9時から午後5時まで）
休館日	毎月第4日曜日（施設点検日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 貸出施設概要

施設名	用途
多目的室	軽運動や会議、講座、研修等に利用できます。
調理室	料理教室や栄養講座、「こども食堂」の開催などに利用できます。
作業室	軽作業、打ち合わせ等に利用できます。
活動・交流スペース	会議室2室とオープンスペースがあり、パーティションを移動させて一体的に利用することができます。展示スペースとしても最適です。

3 施設使用にあたって ※施設使用料は原則として無料です。

(1) 貸出区分

区分	平日・土曜日	日曜日・祝日
午前	午前9時から午後0時まで	
午後1	午後0時から午後3時まで	
午後2	午後3時から午後6時まで	午後3時から午後5時まで
夜間	午後6時から午後9時まで	

(2) 目的外使用料

使用目的が健康福祉交流目的以外の場合、下記料金表を適用します。

施設名	標準定員	目的外使用料	
		通常	日曜・祝日(午後2)
多目的室	34人	1,530円	1,020円
調理室	7人	330円	220円
作業室	12人	420円	280円
活動・交流スペース(会議室1)	8人	300円	200円
活動・交流スペース(会議室2)	12人	420円	280円
活動・交流スペース(全室)	30人	1,380円	920円
駐車場	5台	600円/台	400円/台

(3) 利用目的の確認

交流センターの貸出は、**利用目的により、無料、有料及び使用不可が決まります**。利用目的確認のため、「横浜市寿町健康福祉交流センター活動内容説明書(第2号様式)」を利用しようとする度にご提出いただきます。ただし、すでに団体登録をしている場合は必要ありません。

※注：登録をしない団体が利用する場合は、利用許可申請書(第5号様式)と第2号様式をその都度提出していただくことになります。

目的	区分	判断基準
健康福祉交流目的	無 料	保健活動、福祉活動及びこれらの活動の交流が目的のとき
健康福祉交流以外	有 料	健康福祉交流以外が目的のとき
	使用不可	<ul style="list-style-type: none"> ・営利のみを目的として利用するとき ・交流センター施設の使用上の注意が遵守できないとき ・公序良俗違反、人権侵害、誹謗中傷その他法令に違反する恐れがあると認められるとき

4 団体登録

交流センターを2回以上利用する場合、団体登録をすると利用までの手続きがスムーズにできます。団体登録には、「横浜市寿町健康福祉交流センター利用団体登録申込書(第3号様式)」をご提出いただきますので、詳細は交流センター職員にお問い合わせください

(1) 団体の定義

団体区分	定 義	予約開始日*	予約枠数	利用料金
健康福祉交流団体 (交流団体)	市民の健康づくり、介護予防などの保健活動、福祉支援を必要とする地域住民の自助活動や支援活動などの福祉活動、または地域の支え合いを目的とした活動により健康福祉交流活動の担い手として活動する団体	2ヶ月前の 1日から	3枠まで	無 料
健康福祉協力団体 (協力団体)	交流センターを利用する活動または交流センターを利用して培ったつながりを活かし、健康福祉交流活動に協力する団体	1か月前の 1日から	2枠まで	
目的外使用団体 (目的外団体)	個人的な目的で開催される行事・活動等、目的外使用許可条件に該当する活動をする団体	30日前から		有 料

※予約開始日が土曜・日曜・祝日の場合は、直近の平日または年始明けからとなります。

(2) 団体登録の条件

ア 団体登録は、原則 3 名以上で構成されている団体です。

イ 協力団体には、健康福祉交流活動を年 2 回以上実施していただき、健康福祉交流活動記録報告書(第 1 号様式)を年に 1 度ご提出していただきます。

5 1 枠の考え方

同一の部屋を連続して利用する場合は、2 枠まで 1 枠の利用として扱います。

また、同一時間帯において2つの部屋を利用しなければ活動ができないと交流センターが認める場合は、1 枠の利用とします。

※1 回につき 3 時間帯区分以上利用する場合は、連続して 2 枠の場合には 1 枠。連続して 3 枠の場合には 2 枠の利用として扱います。また、3 部屋以上にまたがって利用する場合は、2 枠の利用となります。ただし、2 階の活動・交流スペースの一体利用は 1 枠とします。

区分	1 階			2 階		
	多目的室	調理室	作業室	会議室 1	会議室 2	活動・交流スペース
午 前	1 枠			2 枠		
午後 1	1 枠				1 枠	
午後 2	1 枠					
夜 間	2 枠			1 枠		

【お問合せ先】

横浜市寿町健康福祉交流センター（横浜市寿町健康福祉交流協会）

〒231-0026 横浜市中区寿町 4 丁目 14 番地

TEL 045 (662) 0503 FAX 045 (662) 0238